

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事
工事地名	茨城県久慈郡大子町大字大子地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年 6月	1 2) 設 計 年 月	令和 7年 8月
2) 事務所名	久慈川緊急治水対策河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2025年 8月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2025年 8月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	193日間 自 令和 7年 9月16日 (当初) 至 令和 8年 3月27日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	日立地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	久慈川本川	2 2) 処 分 費 等	58,512
		2 3) 公 告 日	令和 7年 6月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
道路土工	1 式	防護柵工	1 式
法面工	1 式	道路付属施設工	1 式
舗装工	1 式	区画線工	1 式
擁壁工	1 式	構造物撤去工	1 式
排水構造物工	1 式	仮設工	1 式

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		42, 530, 749			
道路土工			式	1		1, 174, 147			
掘削工 (ICT)			式	1		106, 850			
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 障害無し 5, 000m3未満	m3	250	427. 4	106, 850			単-1号
路体盛土工			式	1		280, 369			
路体(築堤)盛土		2. 5m未満	m3	9	6, 691	60, 219			単-2号
路体(築堤)盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m3	100	880. 4	88, 040			単-3号
積込 (ルース)		土砂 土量50, 000m3未満	式	1		24, 510			内-1号
土砂等運搬		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		107, 600			内-2号
路体盛土工 (ICT)			式	1		106, 313			
路体(築堤)盛土 (ICT)			m3	410	259. 3	106, 313			単-4号
路床盛土工 (ICT)			式	1		568, 055			

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路床盛土 (ICT)			m3	470	375.3	176,391			単-5号
積込 (ルース)		土砂 土量50,000m3未満	式	1		127,452			内-3号
土砂等運搬		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		264,212			内-4号
法面整形工 (ICT)			式	1		112,560			
法面整形 (盛土部) (ICT)		法面締固め無し	m2	200	562.8	112,560			単-6号
法面工			式	1		71,600			
植生工			式	1		71,600			
種子散布		肥料無し 100m2以上250m2未満	m2	200	358	71,600			単-7号
舗装工			式	1		11,906,236			
切削オーバーレイ工			式	1		786,991			
切削オーバーレイ		7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度75%以下 (20)	m2	241	2,959	713,119			単-8号
殻運搬 (路面切削)		As (切削材)	m3	12	3,336	40,032			単-9号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分		As(切削材)	m3	12	2, 820	33, 840			単-10号
橋面防水工									
			式	1		2, 704, 212			
橋面防水 (車道部)		塗膜防水	m2	763	2, 808	2, 142, 504			単-11号
橋面防水 (歩道部)		塗膜防水	m2	252	2, 229	561, 708			単-12号
アスファルト舗装工 橋梁部(車道部)			式	1		2, 282, 133			
基層(車道・路肩部)		再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 3. 0m超	m2	763	1, 456	1, 110, 928			単-13号
表層(車道・路肩部)		再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3. 0m超	m2	763	1, 535	1, 171, 205			単-14号
アスファルト舗装工 橋梁部(歩道部)			式	1		323, 316			
表層(歩道部)		再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1. 4m以上	m2	252	1, 283	323, 316			単-15号
アスファルト舗装工 本線車道			式	1		4, 329, 880			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クラッシュラン RC-40 仕 上り厚 300mm	m2	707	1, 507	1, 065, 449			単-16号
上層路盤(車道・路肩部)		粒度調整碎石 M-30 仕 上り厚 100mm	m2	707	845. 3	597. 627			単-17号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	707	1,920	1,357,440			単-18号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	707	1,852	1,309,364			単-19号	
アスファルト舗装工 機能補償道路		式	1		993,144				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕 上り厚 100mm	m2	322	612	197,064			単-20号	
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕 上り厚 100mm	m2	322	845.3	272,186			単-21号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2	322	1,627	523,894			単-22号	
アスファルト舗装工 本線歩道		式	1		486,560				
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕 上り厚 100mm	m2	200	984.8	196,960			単-23号	
表層(歩道部)	再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1.4m以 上	m2	200	1,448	289,600			単-24号	
擁壁工		式	1		7,704,823				
作業土工		式	1		301,100				
床掘り	土砂	式	1		80,000			内-5号	

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し		土砂	式	1		221,100			内-6号
置換え工			式	1		540,680			
置換		RC-40	m3	140	3,862	540,680			単-25号
場所打擁壁工			式	1		6,863,043			
均しコンクリート		18-8-25(20)(高炉) 敷厚 10 c m	m2	110	3,345	367,950			単-26号
コンクリート		逆T型・L型擁壁 擁壁の平均高さ 2.5m 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	m3	78	26,330	2,053,740			単-27号
鉄筋		SD345 D13	t	3.51	190,600	669,006			単-28号
鉄筋		SD345 D16～25	t	1.01	188,600	190,486			単-29号
型枠		一般型枠	式	1		2,445,600			内-7号
足場		安全ネット必要	式	1		965,160			内-8号
目地板		樹脂発泡体(30倍発泡) t=20	m2	4	4,825	19,300			単-30号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
水抜パイプ		VP φ 50	m	2	458	916			単-31号
吸出し防止材		t=10mm 300×300							
			m2	0.5	1,444	722			
裏込め排水材		RC-40	m3	5	7,719	38,595			単-33号
防護柵基礎		φ 180 L=400 SD345 D13							
			個	28	1,026	28,728			単-34号
間詰めモルタル		普通 1:3	m3	2	41,420	82,840			単-35号
排水構造物工									
			式	1		7,213,163			
作業土工			式	1		258,510			
床掘り		土砂							
			式	1		137,040			内-9号
埋戻し		土砂	式	1		121,470			内-10号
側溝工									
			式	1		5,620,699			
プレキャストU型側溝		PU1-300×300	m	3	9,803	29,409			単-36号
プレキャストU型側溝		KUR-300×300	m	87	22,640	1,969,680			単-37号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
函渠型側溝		300×300 両面R-180/205×250×600	m	101	22,910	2,313,910			単-38号
函渠型側溝		300×300 片面R-180/205×250×600	m	45	21,820	981,900			単-39号
函渠型側溝		300×300 片面R-195/205×100×600	m	6	21,590	129,540			単-40号
現場打ちL型側溝 一般部		18-8-25(20)(高炉) 両面R-180/205×250×600	m	11	14,310	157,410			単-41号
現場打ちL型側溝 横断歩道部		18-8-25(20)(高炉) 片面R-198/205×70×600	m	3	12,950	38,850			単-42号
管渠工			式	1		27,864			
暗渠排水管		据付 直管 VU-300	m	4	6,966	27,864			単-43号
プレキャストカルバート工			式	1		113,700			
プレキャストボックス		内幅 0.3m 内高 0.3m	m	5	22,740	113,700			単-44号
集水枠・マンホール工			式	1		1,192,390			
現場打ち集水枠 (1)		18-8-25(20)(高炉) 500×500×500 グレーチング 蓋 T-2	箇所	1	68,090	68,090			単-45号
現場打ち集水枠 (2)		18-8-25(20)(高炉) 600×600×600 グレーチング 蓋 T-25	箇所	1	99,300	99,300			単-46号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場打ち集水桝 (3)		18-8-25(20)(高炉) 60 0×600×600 グレーチン ^ク 蓋 T-25	箇所	1	97,030	97,030			単-47号
現場打ち集水桝 (4)		18-8-25(20)(高炉) 60 0×600×600 グレーチン ^ク 蓋 T-2	箇所	1	83,850	83,850			単-48号
現場打ち集水桝 (5)		18-8-25(20)(高炉) 60 0×600×600 グレーチン ^ク 蓋 T-2	箇所	1	86,120	86,120			単-49号
現場打ち集水桝 (6)		18-8-25(20)(高炉) 60 0×600×600 グレーチン ^ク 蓋 T-2	箇所	1	83,850	83,850			単-50号
プレキャスト街渠桝 (1)		300×450 両面R-180/2 05×250×600	箇所	7	75,150	526,050			単-51号
プレキャスト街渠桝 (2)		300×450 片面R-180/2 05×250×600	箇所	2	74,050	148,100			単-52号
防護柵工			式	1		3,723,876			
路側防護柵工			式	1		2,105,100			
ガードレール		転落防止柵兼用 柵高 1.1m コンクリート建込 21 m以上100m未満	m	47	25,100	1,179,700			単-53号
ガードパイプ		Gp-Bp-3E 20m以上50m 未満 曲線部補正無	m	35	26,440	925,400			単-54号
防止柵工			式	1		823,020			
転落(横断)防止柵		柵高 1.1m 土中建込	m	66	12,470	823,020			単-55号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
作業土工			式	1		12,666			
床掘り		土砂	式	1		4,568			内-11号
埋戻し		土砂	式	1		8,098			内-12号
車止めポスト工			式	1		783,090			
車止めポスト		車止めポスト径 115mm 車止めポスト長さ 1100mm	本	21	37,290	783,090			単-56号
道路付属施設工			式	1		5,131,530			
道路付属物工			式	1		223,250			
矢印板		防護柵支柱取付 φ 34×700 220×400	基	3	16,470	49,410			単-57号
矢印板		複柱式 φ 60.5×2950 2本/1基 900×600	基	2	86,920	173,840			単-58号
照明工			式	1		4,908,280			
照明柱基礎		φ 500 H=2100	基	6	206,000	1,236,000			単-59号
照明柱 連接式		高さ:GL8～12m重量:350kg以下	基	2	444,700	889,400			単-60号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
照明柱 単独式		高さ:GL8～12m重量:350kg以下	基	4	449,700	1,798,800			単-61号
照明器具取付		LED道路照明器具 KCE 050-2C (交差点用)	台	6	156,200	937,200			単-62号
自動点滅器取付		電子式 200V 6A ニップル式	個	4	11,720	46,880			単-63号
区画線工			式	1		328,450			
区画線工			式	1		328,450			
溶融式区画線 (1)		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	44	377.1	16,592			単-64号
溶融式区画線 (2)		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	440	357.3	157,212			単-65号
溶融式区画線 (3)		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	35	401.2	14,042			単-66号
溶融式区画線 (4)		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	56	379.3	21,240			単-67号
溶融式区画線 (5)		溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	21	869.1	18,251			単-68号
溶融式区画線 (6)		溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	65	833.3	54,164			単-69号
溶融式区画線 (7)		溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	12	957.1	11,485			単-70号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
溶融式区画線 (8)		溶融式手動 セブアラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	7	913.5	6,394			単-71号
溶融式区画線 (9)		溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m	25	847.5	21,187			単-72号
溶融式区画線 (10)		溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m	10	788.3	7,883			単-73号
構造物撤去工			式	1		107,238			
構造物取壊し工			式	1		67,320			
コンクリート構造物取壊し		無筋構造物 機械施工	m3	6	11,220	67,320			単-74号
運搬処理工			式	1		39,918			
殻運搬		コンクリート殻(無筋)	m3	6	2,541	15,246			単-75号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	6	4,112	24,672			単-76号
仮設工			式	1		5,169,686			
防護施設工			式	1		96,106			
仮設ガードレール			式	1		96,106			内-13号

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通管理工		式	1		5, 073, 580				
交通誘導警備員		式	1		5, 073, 580			内-14号	
直接工事費		式	1		42, 530, 749				
共通仮設費		式	1		6, 513, 192				
共通仮設費		式	1		1, 920, 192				
運搬費		式	1		278, 192				
建設機械運搬費		式	1		266, 000			内-15号	
仮設材運搬費		式	1		12, 192			内-16号	
技術管理費		式	1		1, 146, 000				
システム初期費 (ICT)		式	1		1, 146, 000			内-17号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		496, 000				
共通仮設費（率計上）		式	1		4, 593, 000				

設計内訳書

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
純工事費			式	1		49,043,941			
現場管理費			式	1		15,591,000			
工事原価			式	1		64,634,941			
一般管理費等			式	1		11,685,059			
工事価格			式	1		76,320,000			
消費税相当額			式	1		7,632,000			
工事費計			式	1		83,952,000			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)
第 1号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	100	245. 1	24, 510			
合 計					24, 510			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第 2号内訳書

單僱使用年月	2025. 08
步掛使用年月	2025. 08
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)
第 3号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m 3	520	245. 1	127, 452			
合 計					127, 452			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書
土砂等運搬

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0. 8m3 (平積0. 6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1. 0km以下	m 3	520	508. 1	264, 212			
合 計					264, 212			

一式当たり内訳書

第 5号内訳書 床掘り

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	320	250	80, 000			
合 計					80, 000			

一式当たり内訳書

第 6号内訳書

埋戻し

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	110	2, 010	221, 100			
合 計					221, 100			

一式当たり内訳書

第 7号内訳書
型枠

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	240	10, 190	2, 445, 600			
合 計					2, 445, 600			

一式当たり内訳書

足場
第 8号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m 2	180	5, 362	965, 160			
合 計					965, 160			

一式当たり内訳書

第 9号内訳書 床掘り

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	60	2, 284	137, 040			
合 計					137, 040			

一式当たり内訳書

第 10号内訳書
埋戻し

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	30	4, 049	121, 470			
合 計					121, 470			

一式当たり内訳書

第 11号内訳書 床掘り

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	2	2, 284	4, 568			
合 計					4, 568			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 12号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	2	4, 049	8, 098			
合 計					8, 098			

一式当たり内訳書

仮設ガードレール
第 13号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設防護柵設置	無し 無し H鋼基礎	m	14	1, 579	22, 106			
仮設ガードレール整備費	H鋼置き式	m	14	3, 000	42, 000			
仮設防護柵賃料	30日	m	9	3, 000	27, 000			
国道側（左岸）		m	9	3, 000	27, 000			
仮設防護柵賃料	10日	m	5	1, 000	5, 000			
町道側（右岸）		m	5	1, 000	5, 000			
合 計					96, 106			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 14号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日	1	19, 180	19, 180			
交通誘導警備員B		人日	288	17, 550	5, 054, 400			
合 計					5, 073, 580			

一式当たり内訳書

建設機械運搬費

第 15号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【切削機 往路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホーヾ式・廃材積込装置付）2. 0m 57. 7km 無 有 21000円	台	1	133, 000	133, 000			
【切削機 復路】								
貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホーヾ式・廃材積込装置付）2. 0m 57. 7km 無 有 21000円	台	1	133, 000	133, 000			
合 計					266, 000			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 16号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【国道側】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 57.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	1	6,120	6,120			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	t	1	1,500	1,500			
【町道側】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 57.7km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	0.6	6,120	3,672			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	t	0.6	1,500	900			
合 計					12,192			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 17号内訳書

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598, 000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548, 000			
合 計					1, 146, 000			

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	427. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5,000m3未満	m 3	1	427. 4	427. 4		
計						427. 4		
単価						427. 4	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単-2号	路体(築堤)盛土	2. 5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6, 691
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m未満	m 3	1	6, 691	6, 691		
計						6, 691		
単価						6, 691	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単－3号	路体(築堤)盛土	2. 5m以上4. 0m未満	単位	m3	数量	1	単価	880. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2. 5m以上4. 0m未満	m 3	1	880. 4	880. 4		
計						880. 4		
単価						880. 4	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単－4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	259. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3未満 無し	m 3	1	259. 3	259. 3		
計						259. 3		
単価						259. 3	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	路床盛土 (ICT)		単位	m3	数量	1	単価	375. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路床盛土 (I C T)		20, 000m3未満 無し	m 3	1	375. 3	375. 3		
計						375. 3		
単価						375. 3	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	562. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し ㄱ質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	562. 8	562. 8		
計						562. 8		
単価						562. 8	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	種子散布	肥料無し 100m2以上250m2未満	単位	m2	数量	1	単価	358	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
機械播種施工による植生工		種子散布工 100m2以上250m2未満 無	m 2	1	358	358			
計						358			
単価						358	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生密粒度7スコン(20)	単位	m2	数量	1	単価	2, 959
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cm以下 一層 無 50mm 各種 2. 35t/m3 タックコート	m 2	1	2, 959	2, 959		
計						2, 959		
単価						2, 959	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	殻運搬(路面切削)	As(切削材)	単位	m3	数量	1	単価	3, 336
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		無し 26.0km以下 全ての費用	m 3	1	3, 336	3, 336		
計						3, 336		
単価						3, 336	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	殻処分	As(切削材)	単位	m3	数量	1	単価	2, 820
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3) As(切削材)			m 3	1	2, 820	2, 820		
計						2, 820		
単価						2, 820	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単－11号	橋面防水 (車道部)	塗膜防水	単位	m2	数量	1	単価	2, 808
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗膜系防水		新設 有 30.104m/100m2 有 26.891m/100m2 200m2以上 無 無	m 2	1	2, 808	2, 808		
計						2, 808		
単価						2, 808	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単－12号	橋面防水 (歩道部)	塗膜防水	単位	m2	数量	1	単価	2, 229
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗膜系防水		新設 無 有 79.31m/100m2 200m2以上 無 無	m 2	1	2, 229	2, 229		
計						2, 229		
単価						2, 229	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1, 456
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		3. 0m超 40mm 各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) 無し 全ての費用	m 2	1	1, 456	1, 456		
計						1, 456		
単価						1, 456	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1, 535
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		3. 0m超 40mm 各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1, 535	1, 535		
計						1, 535		
単価						1, 535	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	表層(歩道部)	再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1.4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1,283
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (歩道部)		1.4m以上 30mm 各種(2.10以上2.20t/m3未満) 無し 全ての費用	m 2	1	1,283	1,283		
計						1,283		
単価						1,283	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クッシャー RC-40 仕上り厚 300mm	単位	m2	数量	1	単価	1,507
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (車道・路肩部)		300mm 2層施工 路盤材(各種) 全ての費用	m 2	1	1,507	1,507		
計						1,507		
単価						1,507	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-30 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	845. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (車道・路肩部)		路盤材(各種) 100mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	845. 3	845. 3		
計						845. 3		
単価						845. 3	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3. 0m超	単位	m2	数量	1	単価	1, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基層 (車道・路肩部)		3. 0m超 50mm 各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 920	1, 920		
計						1, 920		
単価						1, 920	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,852
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 各種(2.30以上2.40t/m3未満) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1,852	1,852		
計						1,852		
単価						1,852	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	下層路盤(車道・路肩部)	再生グッチャラン RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	612
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (車道・路肩部)		100mm 1層施工 路盤材(各種) 全ての費用	m 2	1	612	612		
計						612		
単価						612	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-30 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	845. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (車道・路肩部)		路盤材(各種) 100mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	845. 3	845. 3		
計						845. 3		
単価						845. 3	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3. 0m超	単位	m2	数量	1	単価	1, 627
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (車道・路肩部)		3. 0m超 40mm 各種(2. 30以上2. 40t/m3未満) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 627	1, 627		
計						1, 627		
単価						1, 627	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	984. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (歩道部)		100mm 1層施工 路盤材(各種) 全ての費用	m 2	1	984. 8	984. 8		
計						984. 8		
単価						984. 8	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	表層(歩道部)	再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1. 4m以上	単位	m2	数量	1	単価	1, 448
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層 (歩道部)		1. 4m以上 30mm 各種(2. 10以上2. 20t/m3未満) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1, 448	1, 448		
計						1, 448		
単価						1, 448	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一25号	置換	RC-40	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅4m以上	m 3	1	1, 090	1, 090		
再生クラッシャーラン		RC-40	m 3	1. 26	2, 200	2, 772		
計						3, 862		
単価						3, 862	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一26号	均しコンクリート	18-8-25(20) (高炉) 敷厚 10 c m	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m 3	10. 6	28, 280	299, 768		
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	10. 8	5, 159	55, 717. 2		
計						355, 485. 2		
単価						3, 345	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一27号	コンクリート	逆T型・L型擁壁 擁壁の平均高さ 2.5m 24-12-25(20) (高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	単位	m3	数量	1	単価	26, 330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート (場所打擁壁)		各種 一般養生 延長無し	m 3	1	26, 330	26, 330		
計						26, 330		
単価						26, 330	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一28号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	190, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	190, 600	190, 600		
計						190, 600		
単価						190, 600	円／t	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一29号	鉄筋	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	188, 600	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	188, 600	188, 600			
計						188, 600			
単価						188, 600	円／t		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単－30号	目地板	樹脂発泡体 (30倍発泡) t=20	単位	m2	数量	1	単価	4, 825
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
目地板		30m2未満 樹脂発泡体 (30倍発泡) t=20	m 2	1	4, 825	4, 825		
計						4, 825		
単価						4, 825	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一31号	水抜パイプ	VP φ 50	単位	m	数量	1	単価	458
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費 (m) VP-50			m	1	458	458		
計						458		
単価						458	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一32号	吸出し防止材	t=10mm 300×300	単位	m2	数量	1	単価	1, 444
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
吸出し防止材設置 ※歩掛調査		300×300	m 2	1	1, 444	1, 444		
計						1, 444		
単価						1, 444	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一33号	裏込め排水材	RC-40	単位	m3	数量	1	単価	7, 719
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
裏込砕石		砕石(各種) 全ての費用	m 3	1	7, 719	7, 719		
計						7, 719		
単価						7, 719	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一34号	防護柵基礎	φ180 L=400 SD345 D13	単位	個	数量	28	単価	1, 026
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
箱抜き		各種 全ての費用	m	11. 2	1, 202	13, 462. 4		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0. 08	190, 600	15, 248		
計						28, 710. 4		
単価						1, 026	円／個	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一35号	間詰めモルタル	普通 1:3	単位	m3	数量	1	単価	41, 420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【間詰めモルタル打設】								
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1	14, 920	14, 920		
【材料費】								
モルタル		普通 1 : 3	m 3	1	26, 500	26, 500		
計						41, 420		
単価						41, 420	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一36号	プレキャストU型側溝	PU1-300×300	単位	m	数量	1	単価	9, 803
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 砕石(各種) 0. 5m3/10m	m	1	9, 803	9, 803		
計						9, 803		
単価						9, 803	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-37号	プレキャストU型側溝	KUR-300×300	単位	m	数量	10	単価	22, 640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 砕石(各種) 0. 55m3/10m	m	10	12, 330	123, 300		
蓋版 側溝蓋(KUR300用)		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	18	4, 261	76, 698		
蓋版 (クレーンク 蓋)		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	26, 370	26, 370		
計						226, 368		
単価						22, 640	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一38号	函渠型側溝	300×300 両面R-180/205×250×600	単位	m	数量	10	単価	22, 910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	管（函）渠型側溝	据付 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	4, 677	46, 770		
	函渠型側溝（材料費）	300×300 L=2000	本	5	22, 600	113, 000		
	歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	6, 929	69, 290		
	計					229, 060		
	単価					22, 910	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一39号	函渠型側溝	300×300 片面R-180/205×250×600	単位	m	数量	10	単価	21, 820
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	管（函）渠型側溝	据付 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	4, 677	46, 770		
	函渠型側溝（材料費）	300×300 L=2000	本	5	22, 600	113, 000		
	歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	5, 837	58, 370		
	計					218, 140		
	単価					21, 820	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一40号	函渠型側溝	300×300 片面R-195/205×100×600	単位	m	数量	10	単価	21, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管（函）渠型側溝		据付 200mm以上300mm以下 有り 全ての費用	m	10	4, 677	46, 770		
函渠型側溝（材料費）		300×300 L=2000	本	5	22, 600	113, 000		
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	5, 611	56, 110		
計						215, 880		
単価						21, 590	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-41号	現場打ちL型側溝 一般部	18-8-25(20)(高炉) 両面R-180/205×250×600	単位	m	数量	10	単価	14,310
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下、50kg以上100kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	6,929	69,290		
	コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.98	37,190	36,446.2		
	型枠	一般型枠 小型構造物	m 2	2.7	9,209	24,864.3		
	基礎碎石	7.5cmを超え12.5cm以下 碎石(各種) 全ての費用	m 2	9	1,379	12,411		
	計					143,011.5		
	単価					14,310	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-42号	現場打ちL型側溝 横断歩道部	18-8-25(20)(高炉)片面R-198/205×70×600	単位	m	数量	10	単価	12,950
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 無し 無し	m	10	5,611	56,110		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.97	37,190	36,074.3		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	2.7	9,209	24,864.3		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 碎石(各種) 全ての費用	m 2	8.98	1,379	12,383.42		
計						129,432.02		
単価						12,950	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一43号	暗渠排水管	据付 直管 VU-300	単位	m	数量	1	単価	6, 966
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		据付 直管 200～400mm 全ての費用	m	1	6, 966	6, 966		
計						6, 966		
単価						6, 966	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一44号	プレキャストボックス	内幅 0.3m 内高 0.3m	単位	m	数量	1	単価	22, 740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≤1.25 0<H≤1.25 基礎碎石 無し 標準 全ての費用	m	1	22, 740	22, 740		
計						22, 740		
単価						22, 740	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一45号	現場打ち集水樹 (1)	18-8-25(20) (高炉) 500×500×500 クレチンク 蓋 T-2	単位	箇所	数量	1	単価	68, 090
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)		各種 0. 26m3を超え0. 28m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	49, 770	49, 770		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	18, 320	18, 320		
計						68, 090		
単価						68, 090	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一46号	現場打ち集水樹 (2)	18-8-25(20) (高炉) 600×600×600 クレチンク 蓋 T-25	単位	箇所	数量	1	単価	99, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)		各種 0. 36m3を超え0. 38m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	61, 130	61, 130		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	38, 170	38, 170		
計						99, 300		
単価						99, 300	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一47号	現場打ち集水桝 (3)	18-8-25(20) (高炉) 600×600×600 グレチンク 蓋 T-25	単位	箇所	数量	1	単価	97, 030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝 (本体)		各種 0. 34m3を超え0. 36m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	58, 860	58, 860		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	38, 170	38, 170		
計						97, 030		
単価						97, 030	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一48号	現場打ち集水桝 (4)	18-8-25(20) (高炉) 600×600×600 グレチンク 蓋 T-2	単位	箇所	数量	1	単価	83, 850
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝 (本体)		各種 0. 36m3を超え0. 38m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	61, 130	61, 130		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	22, 720	22, 720		
計						83, 850		
単価						83, 850	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一49号	現場打ち集水樹 (5)	18-8-25(20) (高炉) 600×600×600 クレチンク 蓋 T-2	単位	箇所	数量	1	単価	86, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)		各種 0. 38m3を超え0. 40m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	63, 400	63, 400		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	22, 720	22, 720		
計						86, 120		
単価						86, 120	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一50号	現場打ち集水樹 (6)	18-8-25(20) (高炉) 600×600×600 クレチンク 蓋 T-2	単位	箇所	数量	1	単価	83, 850
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)		各種 0. 36m3を超え0. 38m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	61, 130	61, 130		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	22, 720	22, 720		
計						83, 850		
単価						83, 850	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一51号	プレキャスト街渠桝 (1)	300×450 両面R-180/205×250×600	単位	箇所	数量	1	単価	75, 150
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	プレキャスト集水桝	据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	1	7, 613	7, 613		
	プレキャスト集水桝 (材料費)		基	1	60, 600	60, 600		
	歩車道境界ブロック	設置 各種 (600mm以下、50kg以上100kg未満) 1. 65個/m 無し 無し	m	1	6, 929	6, 929		
	計					75, 142		
	単価					75, 150	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単—52号	プレキャスト街渠桝 (2)	300×450 片面R-180/205×250×600	単位	箇所	数量	1	単価	74, 050
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	プレキャスト集水桝	据付 400kgを超え600kg以下 有り 全ての費用	基	1	7, 613	7, 613		
	プレキャスト集水桝 (材料費)		基	1	60, 600	60, 600		
	歩車道境界ブロック	設置 各種 (600mm以下、50kg以上100kg未満) 1. 65個/m 無し 無し	m	1	5, 837	5, 837		
	計					74, 050		
	単価					74, 050	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0
単一53号	ガードレール	転落防止柵兼用 柵高 1.1m コンクリート建込 21m以上100m未満	単位	m	数量	1	単価 25, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工(ガードレール設置工)		コンクリート建込 転落防止柵兼用ガードレール 21m以上100m未満	m	1	3, 497	3, 497	
ガードレール (材料費)		コンクリート建込 転落防止柵兼用ガードレール	m	1	21, 600	21, 600	
計						25, 097	
単価						25, 100	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0
単一54号	ガードパイプ	Gp-Bp-3E 20m以上50m未満 曲線部補正無	単位	m	数量	1	単価 26, 440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工(ガードパイプ設置工)		土中建込 Gp-Bp-3E 20m以上50m未満	m	1	3, 637	3, 637	
ガードパイプ (材料費)		土中建込 Gp-Bp-3E	m	1	22, 800	22, 800	
計						26, 437	
単価						26, 440	円/m

1 次单価表

單價使用年月	2025. 08
步掛使用年月	2025. 08
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一56号	車止めポスト	車止めポスト径 115mm 車止めポスト長さ 1100mm	単位	本	数量	1	単価	37, 290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止めポスト設置		径115×高850mm 取外し式	基	1	3, 079	3, 079		
車止めポスト（材料費）		径115×高850mm 取外し式	本	1	29, 700	29, 700		
基礎ブロック設置		□300×H250(基礎砕石含む)	個	1	2, 642	2, 642		
基礎ブロック（材料費）		□300×H250	個	1	1, 860	1, 860		
計						37, 281		
単価						37, 290	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一57号	矢印板	防護柵支柱取付 φ34×700 220×400	単位	基	数量	1	単価	16, 470
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
矢印板設置		防護柵支柱取付 φ34×700 220×400	基	1	3, 663	3, 663		
矢印板（材料費）		防護柵支柱取付タイプ 220×400(取付金具含む)	枚	1	12, 800	12, 800		
計						16, 463		
単価						16, 470	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一58号	矢印板	複柱式 φ60. 5×2950 2本/1基 900×600	単位	基	数量	1	単価	86, 920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
矢印板設置		複柱式 φ60. 5×2950 2本/1基 900×600	基	1	37, 720	37, 720		
矢印板（材料費）		複柱式 φ60. 5×2950 2本/1基 900×600	基	1	49, 200	49, 200		
計						86, 920		
単価						86, 920	円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一59号	照明柱基礎	φ 500 H=2100	単位	基	数量	1	単価	206, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		照明灯基礎 500 φ 2. 5m以下	基	1	10, 640	10, 640		
プレキャスト集水桝		据付 800kgを超え1200kg以下 有り 全ての費用	基	1	11, 900	11, 900		
接地設置		D種接地 補正なし	極	1	15, 910	15, 910		
照明柱基礎（材料費）		φ 500, H=2100, アンカーボルト, ナット, ワッシャ, 接地, スパイラルタクト含	組	1	127, 000	127, 000		
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	10	4, 049	40, 490		
計						205, 940		
単価						206, 000	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一60号	照明柱 連接式	高さ:GL8~12m重量:350kg以下	単位	基	数量	1	単価	444, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路照明灯建柱		高さ:GL8~12m 重量:350kg以下 403000円/基 0円/基 割増なし	基	1	432, 700	432, 700		
ジョイントユニット (材料費)		130×600	個	1	12, 000	12, 000		
計						444, 700		
単価						444, 700	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一61号	照明柱 単独式	高さ:GL8~12m重量:350kg以下	単位	基	数量	1	単価	449, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路照明灯建柱		高さ:GL8~12m 重量:350kg以下 408000円/基 0円/基 割増なし	基	1	437, 700	437, 700		
ジョイントユニット (材料費)		130×600	個	1	12, 000	12, 000		
計						449, 700		
単価						449, 700	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一62号	照明器具取付	LED道路照明器具 KCE050-2C（交差点用）	単位	台	数量	1	単価	156, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
照明器具取付		照明器具取付 新設 持込	台	1	25, 180	25, 180		
LED道路照明器具（材料費）		KCE050-2C（交差点用）	台	1	131, 000	131, 000		
計						156, 180		
単価						156, 200	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一63号	自動点滅器取付	電子式 200V 6A ニップル式	単位	個	数量	1	単価	11, 720
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自動点滅器取付（ポール取付）		自動点滅器（ポール取付）新設	個	1	3, 366	3, 366		
自動点滅器（材料費）		電子式 200V 6A ニップル式	個	1	8, 350	8, 350		
計						11, 716		
単価						11, 720	円／個	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一64号	溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	377. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	377. 1	377. 1		
計						377. 1		
単価						377. 1	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一65号	溶融式区画線 (2)	溶融式手動 実線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	357. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1. 5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	357. 3	357. 3		
計						357. 3		
単価						357. 3	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一66号	溶融式区画線 (3)	溶融式手動 破線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	401. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	401. 2	401. 2		
計						401. 2		
単価						401. 2	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一67号	溶融式区画線 (4)	溶融式手動 破線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	379. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1. 5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	379. 3	379. 3		
計						379. 3		
単価						379. 3	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一68号	溶融式区画線 (5)	溶融式手動 実線 45cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	869. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	869. 1	869. 1		
計						869. 1		
単価						869. 1	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一69号	溶融式区画線 (6)	溶融式手動 実線 45cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	833. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1. 5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	833. 3	833. 3		
計						833. 3		
単価						833. 3	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一70号	溶融式区画線 (7)	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	957. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	957. 1	957. 1		
計						957. 1		
単価						957. 1	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一71号	溶融式区画線 (8)	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	913. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	913. 5	913. 5		
計						913. 5		
単価						913. 5	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一72号	溶融式区画線 (9)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1. 5mm 排水 性舗装無	単位	m	数量	1	単価	847. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	847. 5	847. 5		
計						847. 5		
単価						847. 5	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一73号	溶融式区画線 (10)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1. 5mm 排水 性舗装無	単位	m	数量	1	単価	788. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1. 5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	788. 3	788. 3		
計						788. 3		
単価						788. 3	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一74号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11, 220
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 220	11, 220		
計						11, 220		
単価						11, 220	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
単一75号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2, 541
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 18.5km以下 全ての費用	m 3	1	2, 541	2, 541		
計						2, 541		
単価						2, 541	円／m3	

1 次单価表

單價使用年月	2025. 08
步掛使用年月	2025. 08
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	機械播種施工による植生工	種子散布工 100m2以上250m2未満 無	単位	m 2	数量	1	単価	358
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面工		種子散布	m 2	1	358. 8	358		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						358		
単価						358	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 各種 2. 35t/m3 タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	2, 959
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 137	30, 600	4, 192		
特殊作業員			人	0. 41	26, 724	10, 956		
普通作業員			人	0. 683	25, 398	17, 346		
アスファルト混合物		再生密粒度アスコン(20)	t	12. 573	12, 600	158, 419		
アスファルト乳剤		P K- 4 タックコート用	L	43	111	4, 773		
路面切削機運転		7cm以下 一層	日	0. 137	258, 500	35, 414		
路面清掃車運転		7cm以下 一層	日	0. 137	72, 900	9, 987		
アスファルトフィニッシャー運転		7cm以下 一層	日	0. 137	152, 100	20, 837		
ロードローラ運転		7cm以下 一層	日	0. 137	58, 630	8, 032		
タイヤローラ運転		7cm以下 一層	日	0. 137	55, 860	7, 652		
諸雑費（率+まるめ） 16%			式	1		18, 292		

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 各種 2. 35t/m3 タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	2, 959
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	計					295, 900		
	単価					2, 959	円／m 2	

参考資料 (1)

単価使用年月	2025.08
歩掛使用年月	2025.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	塗膜系防水	新設 有 30.104m/100m2 有 26.891m/100m2 200m2以上 無 無	単位	m 2	数量	100	単価	2, 808
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋面防水工	塗膜系防水（アスファルト系）	新設	m 2	100	1, 949. 3	194, 930		
床版排水材		φ 18 耐熱性樹脂製	m	31. 609	1, 930	61, 005		
目地材		厚5mm 幅80mm	m	28. 236	880	24, 847		
諸雑費（まるめ）			式	1		18		
計						280, 800		
単価						2, 808	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	塗膜系防水	新設 無 有 79.31m/100m2 200m2以上 無 無	単位	m 2	数量	100	単価	2, 229
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋面防水工	塗膜系防水（アスファルト系）	新設	m 2	100	1, 949. 3	194, 930		
目地材		厚5mm 幅30mm	m	83. 276	335	27, 897		
諸雑費（まるめ）			式	1		73		
計						222, 900		
単価						2, 229	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	190, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1. 03	111, 000	114, 330		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76, 245	76, 245		
	諸雑費（まるめ）		式	1		25		
	計					190, 600		
	単価					190, 600	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	188, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 6 ～ 2 5	t	1. 03	109, 000	112, 270		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76, 245	76, 245		
	諸雑費（まるめ）		式	1		85		
	計					188, 600		
	単価					188, 600	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	5, 362
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 6	30, 600	48, 960		
	とび工		人	8. 5	31, 008	263, 568		
	普通作業員		人	1. 3	25, 398	33, 017		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2 5 t 吊	日	1. 4	45, 600	63, 840		
	諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		126, 815		
	計					536, 200		
	単価					5, 362	円／掛㎡	

参考資料 (1)

単価使用年月	2025.08
歩掛使用年月	2025.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	吸出し防止材設置	300×300	単位	m 2	数量	10	単価	1, 444
	※歩掛調査							
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 1	30, 600	3, 060		
	普通作業員		人	0. 4	25, 398	10, 159		
	吸い出し防止シート	河川護岸用 t = 1 0 mm	m 2	1. 08	765	826		
	諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		395		
	計					14, 440		
	単価					1, 444	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	モルタル	普通 １：３	単位	m 3	数量	1	単価	26, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	モルタル	普通 １：３	m 3	1. 06	25, 000	26, 500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					26, 500		
	単価					26, 500	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 砕石(各種) 0.5m3/10m	単位	m	数量	10	単価	9,803
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 6 0 0 3 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,700.38	67,003		
	鉄筋コンクリートU形	3 0 0 B 3 0 0 × 3 0 0 × 6 0 0	個	16.5	1,800	29,700		
	再生クラッシャーラン	RC-40	m 3	0.6	2,200	1,320		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					98,030		
	単価					9,803	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000kg/個以下 無し 無し 有り 砕石(各種) 0. 55m3/10m	単位	m	数量	10	単価	12, 330
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	U型側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	4, 233	42, 330		
	プレキャストU型側溝	KUR-300×300×2000	個	5	15, 900	79, 500		
	再生クラッシャーラン	RC-40	m 3	0. 66	2, 200	1, 452		
	諸雑費（まるめ）		式	1		18		
	計					123, 300		
	単価					12, 330	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種)	単位	枚	数量		単価	
	側溝蓋 (KUR300用)	40を超え170kg/枚以下 無し 無し				100		4, 261
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	960. 84	96, 084		
	側溝蓋	KUR300用-430×130×500	枚	100	3, 300	330, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		16		
	計					426, 100		
	単価					4, 261	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版 (グレーチング 蓋)	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	26, 370
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	960. 84	96, 084		
	グレーチング	KUR300用-L1000	枚	100	25, 400	2, 540, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		916		
	計					2, 637, 000		
	単価					26, 370	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	18, 320
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	411. 06	41, 106		
	グレーチング	500×500用 T-2	枚	100	17, 900	1, 790, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		894		
	計					1, 832, 000		
	単価					18, 320	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	38, 170
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	960. 84	96, 084		
	グレーチング	600×600用 T-25	枚	100	37, 200	3, 720, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		916		
	計					3, 817, 000		
	単価					38, 170	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	22, 720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	411. 06	41, 106		
	グレーチング	600×600用 T-2	枚	100	22, 300	2, 230, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		894		
	計					2, 272, 000		
	単価					22, 720	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護柵設置工(ガードレール設置工)	コンクリート建込 転落防止柵兼用ガードレール 21m以上100m未満	単位	m	数量	47	単価	3, 497
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 4	30, 600	42, 840		
	普通作業員		人	4. 2	25, 398	106, 671		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		14, 889		
	計					164, 400		
	単価					3, 497	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護柵設置工(ガード・ハイフ設置工)	土中建込 Gp-Bp-3E 20m以上50m未満	単位	m	数量	35	単価	3, 637
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 8	30, 600	24, 480		
	普通作業員		人	1. 9	25, 398	48, 256		
	ガードレール支柱打込機 [モンケン式]	モンケン質量4 0 0～6 0 0 k g	日	1	50, 980	50, 980		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		3, 584		
	計					127, 300		
	単価					3, 637	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ビーム式・パネル式 3m 無 50m以上100m未満 無	単位	m	数量	100	単価	12, 470
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	2, 167. 5	216, 750		
	転落防止柵	H=1100 （土中建込） 縦格子	m	100	10, 300	1, 030, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		250		
	計					1, 247, 000		
	単価					12, 470	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	車止めポスト設置	径115×高850mm 取外し式	単位	基	数量	21	単価	3, 079
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 51	30, 600	15, 606		
	普通作業員		人	1. 7	25, 398	43, 176		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		5, 878		
	計					64, 660		
	単価					3, 079	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	基礎ブロック設置	□300×H250(基礎砕石含む)	単位	個	数量	21	単価	2, 642
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 45	30, 600	13, 770		
	普通作業員		人	1. 5	25, 398	38, 097		
	諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		3, 623		
	計					55, 490		
	単価					2, 642	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	矢印板設置	防護柵支柱取付 φ34×700 220×400	単位	基	数量	3	単価	3,663
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.1	30,600	3,060		
	普通作業員		人	0.3	25,398	7,619		
	諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		311		
	計					10,990		
	単価					3,663	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	矢印板設置	複柱式 φ60.5×2950 2本/1基 900×600	単位	基	数量	2	単価	37, 720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 4	30, 600	12, 240		
	普通作業員		人	1. 2	25, 398	30, 477		
	ガードレール支柱打込機 [モンケン式]	モンケン質量4 0 0～6 0 0 k g	日	0. 6	50, 980	30, 588		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		2, 135		
	計					75, 440		
	単価					37, 720	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	床掘り	照明灯基礎 500 φ 2. 5m以下	単位	基	数量	10	単価	10, 640
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1. 1	25, 398	27, 937		
トラック式アースオーガ [建柱車]			時間	9	8, 709	78, 381		
諸雑費（まるめ）			式	1		82		
計						106, 400		
単価						10, 640	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	接地設置	D種接地 補正なし	単位	極	数量	1	単価	15, 910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 25	28, 050	7, 012		
普通作業員			人	0. 35	25, 398	8, 889		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						15, 910		
単価						15, 910	円／極	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路照明灯建柱	高さ:GL8～12m 重量:350kg以下 403000円/基 0円/基 割増なし	単位	基	数量	10	単価	432, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	5	28, 050	140, 250		
普通作業員			人	4	25, 398	101, 592		
照明ポール			本	10	403, 000	4, 030, 000		
アンカーボルト			組	10	0	0		
トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]		4. 9 t 吊	日	1. 7	32, 400	55, 080		
諸雑費（まるめ）			式	1		78		
計						4, 327, 000		
単価						432, 700	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路照明灯建柱	高さ:GL8～12m 重量:350kg以下 408000円/基 0円/基 割増なし	単位	基	数量	10	単価	437, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	5	28, 050	140, 250		
普通作業員			人	4	25, 398	101, 592		
照明ポール			本	10	408, 000	4, 080, 000		
アンカーボルト			組	10	0	0		
トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型]		4. 9 t 吊	日	1. 7	32, 400	55, 080		
諸雑費（まるめ）			式	1		78		
計						4, 377, 000		
単価						437, 700	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	照明器具取付	照明器具取付 新設 持込	単位	台	数量	10	単価	25, 180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	4. 1	28, 050	115, 005		
普通作業員			人	2. 1	25, 398	53, 335		
高所作業車 [トラック架装・伸縮ブーム]		バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	9	9, 271	83, 439		
諸雑費（まるめ）			式	1		21		
計						251, 800		
単価						25, 180	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	自動点滅器取付（ポール取付）	自動点滅器(ポール取付) 新設	単位	個	数量	10	単価	3, 366
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1. 2	28, 050	33, 660		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						33, 660		
単価						3, 366	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	377. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1, 000	213. 18	213, 180		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	570	235	133, 950		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	25	180	4, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12, 125		
	軽油		L	40	140	5, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7, 745		
	計					377, 100		
	単価					377. 1	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	357. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1, 000	193. 99	193, 990		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	570	235	133, 950		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	25	180	4, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12, 125		
	軽油		L	36	140	5, 040		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7, 695		
	計					357, 300		
	単価					357. 3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	401. 2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 破線15cm 制約無	m	1, 000	236. 64	236, 640		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	570	235	133, 950		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	25	180	4, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12, 125		
	軽油		L	44	140	6, 160		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7, 825		
	計					401, 200		
	単価					401. 2	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	379. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 破線15cm 制約無	m	1, 000	215. 34	215, 340		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	570	235	133, 950		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	25	180	4, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12, 125		
	軽油		L	40	140	5, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7, 785		
	計					379, 300		
	単価					379. 3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	869. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線45cm 制約無	m	1, 000	386. 58	386, 580		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	1, 700	235	399, 500		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	75	180	13, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36, 375		
	軽油		L	73	140	10, 220		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		22, 925		
	計					869, 100		
	単価					869. 1	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	833. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線45cm 制約無	m	1, 000	351. 78	351, 780		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	1, 700	235	399, 500		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	75	180	13, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36, 375		
	軽油		L	66	140	9, 240		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		22, 905		
	計					833, 300		
	単価					833. 3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	957. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1, 000	472. 26	472, 260		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	1, 700	235	399, 500		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	75	180	13, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36, 375		
	軽油		L	89	140	12, 460		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		23, 005		
	計					957, 100		
	単価					957. 1	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1. 5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価	913. 5
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1, 000	429. 75	429, 750		
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	1, 700	235	399, 500		
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	75	180	13, 500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36, 375		
	軽油		L	81	140	11, 340		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		23, 035		
	計					913, 500		
	単価					913. 5	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	単位	m	数量	1, 000	単価	847. 5
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1, 200	533. 46	640, 152		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	684	235	160, 740		
	ガラスビーズ	0. 106～0. 850mm	k g	30	180	5, 400		
	接着用プライマー	区画線用	k g	30	485	14, 550		
	軽油		L	120	140	16, 800		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		9, 858		
	計					847, 500		
	単価					847. 5	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 無し 有り 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	単位	m	数量	1, 000	単価	788. 3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1, 200	485. 44	582, 528		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	684	235	160, 740		
	ガラスビーズ	0. 106～0. 850mm	k g	30	180	5, 400		
	接着用プライマー	区画線用	k g	30	485	14, 550		
	軽油		L	109. 2	140	15, 288		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		9, 794		
	計					788, 300		
	単価					788. 3	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 220
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 220. 89	11, 220		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						11, 220		
単価						11, 220	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3） Co(無筋)		単位	m 3	数量	100	単価	4, 112
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		Co(無筋)日鉱第一砕石(株)盛金工場	m 3	100	4, 112	411, 200		
計						411, 200		
単価						4, 112	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設防護柵設置	無し 無し H鋼基礎	単位	m	数量	1	単価	1, 579
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵設置 昼間		H鋼 時間制約無	m	1	1, 579. 98	1, 579		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 579		
単価						1, 579	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設防護柵賃料	30日	単位	m	数量	1	単価	3, 000
	国道側（左岸）							
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵賃料		国道側（左岸）	m・日	30	100	3, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 000		
単価						3, 000	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設防護柵賃料	10日	単位	m	数量		単価	
	町道側（右岸）					1		1, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵賃料		市道側（右岸）	m・日	10	100	1, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 000		
単価						1, 000	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量		単価	
						1		19, 180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	19, 176	19, 176		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						19, 180		
単価						19, 180	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 550
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	17, 544	17, 544		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					17, 550		
	単価					17, 550	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホール式・廃材積込装置付）2. 0m 57. 7km 無 有 21000円	単位	台	数量	1	単価	133, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 100kmまで	台	1	112, 000	112, 000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K’）	台	1	21, 000	21, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					133, 000		
	単価					133, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 57.4km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	6, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 60kmまで	t	1	6, 120	6, 120		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6, 120		
単価						6, 120	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み，取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み，取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 57.7km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	6, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 60kmまで	t	1	6, 120	6, 120		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6, 120		
単価						6, 120	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2025. 08 2025. 08 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（I C T）	バックホ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	ブルドーザ	式	1		548, 000		
	計					548, 000		
	単価					548, 000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	路面切削機運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	258, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	29, 988	29, 988		
	軽油		L	215	140	30, 100		
	路面切削機［ホイール式・廃材積込装置付］	排ガス型（第３次） 切削幅 2. 0 m 深さ 2 3 c m	供用日	1. 28	155, 000	198, 400		
	諸雑費（まるめ）		式	1		12		
	計					258, 500		
	単価					258, 500	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	路面清掃車運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	72, 900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	24, 888	24, 888		
軽油			L	39	140	5, 460		
路面清掃車 [ブラシ・四輪式・路面切削工事用]			ホッパ容量1. 5 m 3	供用日	1. 15	37, 000	42, 550	
諸雑費（まるめ）			式	1			2	
計						72, 900		
単価						72, 900	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	152, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	29, 988	29, 988		
	軽油		L	59	140	8, 260		
	アスファルトフィニッシャ [ホイール型]	排ガス対策 2 0 1 4 年規制 舗装幅 2. 3 ～ 6. 0 m	供用日	1. 28	88, 900	113, 792		
	諸雑費（まるめ）		式	1		60		
	計					152, 100		
	単価					152, 100	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ロードローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	58, 630
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	29, 988	29, 988		
	軽油		L	29	140	4, 060		
	ロードローラ [マカダム・排ガス型 2 0 1 4 年規制]	運転質量 1 0 t 締固め幅 2. 1 m	供用日	1. 28	19, 200	24, 576		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					58, 630		
	単価					58, 630	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	タイヤローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	55, 860
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	29, 988	29, 988		
	軽油		L	22	140	3, 080		
	タイヤローラ [普通型・排ガス対策 2 0 1 4 年規制]	運転質量 1 3 ～ 1 4 t	供用日	1. 28	17, 800	22, 784		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					55, 860		
	単価					55, 860	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ガードレール支柱打込機 [モンケン式]	モンケン質量４００～６００ｋｇ	単位	日	数量	1	単価	50, 980
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	24, 888	24, 888		
軽油			L	38	140	5, 320		
ガードレール支柱打込機 [モンケン式]		モンケン質量４００～６００ｋｇ	供用日	1. 18	17, 600	20, 768		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						50, 980		
単価						50, 980	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	トラック式アースオーガ [建柱車]	オーガ径φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	単位	時間	数量	1	単価	8, 709
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0. 17	29, 988	5, 097		
軽油			L	4. 3	140	602		
トラック式アースオーガ [建柱車]		オーガ径φ 4 5 0 mm 吊能力 2. 0 t	時間	1	3, 010	3, 010		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8, 709		
単価						8, 709	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2025. 08
歩掛使用年月	2025. 08
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	単位	時間	数量	1	単価	9, 271
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0. 2	29, 988	5, 997		
	軽油		L	3. 6	140	504		
	高所作業車〔トラック架装・伸縮ブーム〕	バスケット型 1 1. 0 ～ 1 2. 0 m 2 0 0 k g 2 名	時間	1	2, 770	2, 770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					9, 271		
	単価					9, 271	円／時間	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	42, 530, 749	直接工事費	42, 530, 749	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	58, 512	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	42, 530, 749	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		42, 472, 237	0	0		
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10. 59 %	0 %			
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正 1			
率（補正後）		10. 8 %	(10. 59% × 週休1. 02)			
計上額		4, 593, 000	0	0		
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額				0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	42, 472, 237	直接工事費	42, 530, 749		
非対象額計（－）	58, 512				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	58, 512	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	42, 472, 237	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1. 17 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1. 17 %				
計上額	496, 000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,424,192				
運搬費	278,192	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					6,513,192

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	49,043,941	単独（追加工事）直接工事費	42,530,749	単独（追加工事）共通仮設費	6,513,192
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	49,043,941	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	48,985,429		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.86 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	31.79 %（30.86% × 週休1.03）		0 %		
計上額	15,591,000		0		0
			2,770,416（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 久慈川緊急治水対策河川事務所 工務課

工事番号

第 0 回変更

発注年月 令和07年06月

契約区分

単年度（繰越を含む）の分任官

主工種

道路改良工事

工事原価	64,634,941				
純工事費	49,043,941	現場管理費	15,591,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	64,634,941	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	64,576,429	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	64,634,941				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.04 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	11,685,059				
業務委託料等	0				
調査基準価格	75,999,000				
調査基準価格の100/110	69,090,000	（ 90.53 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 6 久慈川太子地先松沼橋取付道路工事

国土交通省 関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		250		
路体盛土工		式		1		
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	m3		9		
路体 (築堤) 盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		100		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
路体盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		410		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路床盛土工 (ICT)		式		1		
路床盛土 (ICT)		m3		470		
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		200		
法面工		式		1		
植生工		式		1		
種子散布	肥料無し 100m2以上250m2未満	m2		200		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 再生 密粒度アスコン(20)	m2		241		
殻運搬(路面切削)	As(切削材)	m3		12		
殻処分	As(切削材)	m3		12		
橋面防水工		式		1		
橋面防水 (車道部)	塗膜防水	m2		763		
橋面防水 (歩道部)	塗膜防水	m2		252		
アスファルト舗装工 橋梁部(車道部)		式		1		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2		763		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2		763		
アスファルト舗装工 橋梁部(歩道部)		式		1		
表層(歩道部)	再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1.4m以上	m2		252		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
アスファルト舗装工 本線車道		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 300m m	m2		707		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100m m	m2		707		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		707		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		707		
アスファルト舗装工 機能補償道路		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		322		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100m m	m2		322		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 3.0m超	m2		322		
アスファルト舗装工 本線歩道		式		1		
下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		200		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
表層 (歩道部)	再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 30mm 1.4m以上	m2		200		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
置換え工		式		1		
置換	RC-40	m3		140		
場所打擁壁工		式		1		
均しコンクリート	18-8-25(20) (高炉) 敷厚 10 c m	m2		110		
コンクリート	逆T型・L型擁壁 擁壁の平均高さ 2.5m 24-12-25(20) (高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	m3		78		
鉄筋	SD345 D13	t		3.51		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
鉄筋	SD345 D16～25	t		1.01		
型枠	一般型枠	式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		
目地板	樹脂発泡体 (30倍発泡) t=20	m2		4		
水抜パイプ	VP φ 50	m		2		
吸出し防止材	t=10mm 300×300	m2		0.5		
裏込め排水材	RC-40	m3		5		
防護柵基礎	φ 180 L=400 SD345 D13	個		28		
間詰めモルタル	普通 1:3	m3		2		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝	PU1-300×300	m		3		
プレキャストU型側溝	KUR-300×300	m		87		
函渠型側溝	300×300 両面R-180/205×250×600	m		101		
函渠型側溝	300×300 片面R-180/205×250×600	m		45		
函渠型側溝	300×300 片面R-195/205×100×600	m		6		
現場打ちL型側溝 一般部	18-8-25 (20) (高炉) 両面R-180/205× 250×600	m		11		
現場打ちL型側溝 横断歩道部	18-8-25 (20) (高炉) 片面R-198/205× 70×600	m		3		
管渠工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
暗渠排水管	据付 直管 VU-300	m		4		
プレキャストカルバート工		式		1		
プレキャストボックス	内幅 0.3m 内高 0.3m	m		5		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 (1)	18-8-25 (20) (高炉) 500×500×500 ク レチング 蓋 T-2	箇所		1		
現場打ち集水桝 (2)	18-8-25 (20) (高炉) 600×600×600 ク レチング 蓋 T-25	箇所		1		
現場打ち集水桝 (3)	18-8-25 (20) (高炉) 600×600×600 ク レチング 蓋 T-25	箇所		1		
現場打ち集水桝 (4)	18-8-25 (20) (高炉) 600×600×600 ク レチング 蓋 T-2	箇所		1		
現場打ち集水桝 (5)	18-8-25 (20) (高炉) 600×600×600 ク レチング 蓋 T-2	箇所		1		
現場打ち集水桝 (6)	18-8-25 (20) (高炉) 600×600×600 ク レチング 蓋 T-2	箇所		1		
プレキャスト街渠桝 (1)	300×450 両面R-180/205×250×600	箇所		7		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
プレキャスト街渠柵 (2)	300×450 片面R-180/205×250×600	箇所		2		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
ガードレール	転落防止柵兼用 柵高 1.1m コンクリート 建込 21m以上100m未満	m		47		
ガードパイプ	Gp-Bp-3E 20m以上50m未満 曲線部補 正無	m		35		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m 土中建込	m		66		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
車止めポスト工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
車止めポスト	車止めポスト径 115mm 車止めポスト長さ 1100mm	本		21		
道路付属施設工		式		1		
道路付属物工		式		1		
矢印板	防護柵支柱取付 $\phi 34 \times 700$ 220×400	基		3		
矢印板	複柱式 $\phi 60.5 \times 2950$ 2本/1基 900×600	基		2		
照明工		式		1		
照明柱基礎	$\phi 500$ H=2100	基		6		
照明柱 連接式	高さ:GL8～12m重量:350kg以下	基		2		
照明柱 単独式	高さ:GL8～12m重量:350kg以下	基		4		
照明器具取付	LED道路照明器具 KCE050-2C (交差点用)	台		6		
自動点滅器取付	電子式 200V 6A ニップル式	個		4		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水 性舗装無	m		44		
溶融式区画線 (2)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水 性舗装無	m		440		
溶融式区画線 (3)	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水 性舗装無	m		35		
溶融式区画線 (4)	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水 性舗装無	m		56		
溶融式区画線 (5)	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水 性舗装無	m		21		
溶融式区画線 (6)	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水 性舗装無	m		65		
溶融式区画線 (7)	溶融式手動 セﾞﾌﾟﾗ 45cm 厚1.5mm 排 水性舗装無	m		12		
溶融式区画線 (8)	溶融式手動 セﾞﾌﾟﾗ 45cm 厚1.5mm 排 水性舗装無	m		7		
溶融式区画線 (9)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換 算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		25		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
溶融式区画線 (10)	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		10		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		6		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		6		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		6		
仮設工		式		1		
防護施設工		式		1		
仮設ガードレール		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	42, 530, 749
(2) 共通仮設費 -----	6, 513, 192
(3) 純工事費 -----	49, 043, 941

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	15, 591, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	64, 634, 941
-----------------	--------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	11, 685, 059
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	76, 320, 000
-----------------	--------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	7, 632, 000
-------------------	-------------

(12) 請負工事価格 -----	83, 952, 000
-------------------	--------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	76, 320, 000
--------------------	--------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	75, 999, 000
-------------------	--------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	69, 090, 000
---------------------------	--------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	11, 685, 997
-------------------------	--------------

R6久慈川太子地先松沼橋取付道路工事

特記仕様書

令和7年6月

国土交通省 関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙一「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置(兼務を認める工事の場合)

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - (1)各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
 - (2)工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - (3)下請次数は3次までであること。
 - (4)現場に連絡員(※)を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - (5)施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - (6)人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - (7)現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - (8)監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
- (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる

ものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区

町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 茨城県久慈郡大子町大子 緯度36° 46' 14" 経度 140° 21' 19"

終点 茨城県久慈郡大子町池田 緯度36° 46' 15" 経度 140° 21' 27"

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)※1

本工事は、一般国道〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。

主な工種は道路土工、法面工、舗装工であり、それぞれ1式を予定している。

※1 記載例は、入札公告1. 工事の概要(3)工事内容、(4)工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第9条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R1 久慈川松沼橋外橋梁予備設計業務	4042247276
R2 久慈川松沼橋橋梁詳細設計業務	4046781895

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社
	 

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は久慈川緊急治水対策河川事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第12条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.7)
令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijy>

utu00000039.html)によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5.5%密粒再生	表層工
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5.0%粗粒再生	基層工
再生加熱アスファルト混合物	As 量 6.5%細粒再生	表層工
粒度調整採石	M-30	路盤工
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石、路盤工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体の方法

	工 程	作業内容	分別解体の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
As (切削材)	前田採石 (株) 松野事務所	栃木県那須郡那珂川町松野字 深沢 1117-1
コンクリート殻 (無筋)	日鉱第一採石 (株)	茨城県常陸大宮市盛金 2182-1

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

As（切削材）：8：00～16：00

コンクリート殻（無筋）：8：00～17：00

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は、「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第23条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第24条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3配合」に従うものとする。

第25条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工程については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第26条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第27条 ICT活用工事(土工)について(発注者指定型)

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICTを活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。また、「ICT土工」という略称を用いる。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工(床掘)にICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～9によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICTを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。なお、監督職員と協議する。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとし、監督職員と協議する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、下記1)～11)から選択（複数以上可）して、出来形管理を、また12)を用いた品質管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～12)を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) TS等光波方式を用いた出来形管理

4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

5) RTK-GNSSを用いた出来形管理

6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

8) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）

9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床等掘削）

10) 地上写真測量を用いた出来型管理

11) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

12) TS・GNSSを用いた締固め回数管理

受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理

そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSS を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 上記5. ①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。

8. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

9. 受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第28条 ICT活用工事(作業土工(床掘工))について(施工者希望Ⅱ型)

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①(選択)②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、作業土工(床掘工)を含む工事とする。

① 起工測量(選択)

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 該当なし

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量(選択)

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測

量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3 ①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

5. 上記4. ①(選択)②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第29条 ICT活用工事(擁壁工)について(施工者希望Ⅱ型)

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1)i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2)ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記 ①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必要としない。

なお、ICT擁壁工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(擁

壁工編)で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1)出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5)TS等光波方式を用いた出来形管理

6)TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7)RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

(2)出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領によるものとする。

1)3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3)出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 ICT活用工事(法面工)について(施工者希望Ⅱ型)

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の

対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を

実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事(舗装工)について(施工者希望Ⅱ型)

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工及び、付帯構造物設置工においてICT施工技術を活用できる。ICT活用施工を

行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～10によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICTを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合及び施工規模等現場条件によって管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。なお、監督職員と協議する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、下記に示すICT建設機械により、施工を実施する。

1) 3次元MC建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとし、監督職員と協議する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、下記1)～5)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) TS 等光波方式を用いた出来形管理
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～5)を適用することなく、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合や、施工規模等現場条件によって管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品する。

※降雪・積雪等による工期内の計測が困難な場合は除外する。

表層以外については、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での管理を実施してもよい。

⑤ 3次元データの納品

5. ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 上記5. ①～④で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。

8. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

9. 受注者は、当該技術の施工にあたり活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第33条 ICT活用工事の費用について(土工)

1 ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ICT活用工事(土工 1,000 m³以上)積算要領

・ICT活用工事(土工 1,000 m³未満)積算要領

・ICT活用工事(砂防土工)積算要領

・ICT活用工事(河床等掘削)積算要領

実施した場合は、以下の(1)(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

土工数量 1,000 m³未満における3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提

出を含む)までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 ICT活用工事の費用について(舗装工)

1 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事(舗装工)積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

(1)3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2)3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数:1.2

・現場管理費率補正係数:1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)2)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事の費用について(法面工)

1 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1)(2)により費用を計上することとする。

・ICT活用工事(法面工)積算要領

(1)3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2)3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数:1.2

・現場管理費率補正係数:1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

5)TS等光波方式を用いた出来形管理

6)TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7)RTK-GNSSを用いた出来形管理

2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の費用について(擁壁工)

1 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1)(2)により費用を計上することとする。

・ICT活用工事(擁壁工)積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数: 1.2

・現場管理費率補正係数: 1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

5) TS等光波方式を用いた出来形管理

6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 ICT活用工事の費用について(床掘工)

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、作業土工(床掘工)及び作業土工(床掘工)以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ICT活用工事(作業土工(床掘工))積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 3 8 条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第 3 9 条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内 容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1)洋式(洋風)便器

(2)水洗及び簡易水洗機能

(し尿処理装置付き含む)

(3)臭い逆流防止機能

(4)容易に開かない施錠機能

(5)照明設備

(6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8)周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9)サニタリーボックス

(女性用トイレに必ず設置)

(10)鏡と手洗器

(11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12)室内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)

(13)擬音装置(機能を含む)

(14)着替え台

(15)臭気対策機能の多重化

(16)室内温度の調整が可能な設備

(17)小物置き場

(トイレトペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第40条 BIM/CIM活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)

4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

8) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)

9) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)

2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)

3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形式、IFC 形式)、統合モデル、動画等)

4 その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第4-1条 DX データセンターの使用

本工事は、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターを使用することで、VDI サーバーを経由した3次元モデルを取り扱う専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。なお、DX データセンター内の無償ソフトウェアを利用することで、3次元モデルの閲覧ができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとし、有償ソフトウェアの使用料は設計変更の対象とする。なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>)及びポータルサイト(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>)を参照すること。

第4-2条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(令和元年 5 月)」に基づき監督職員と協議するものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、5箇所289人(うち有資格誘導員1人)を見込んでいく。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 試掘及び埋設物の防護

床掘工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量

における UAV の使用に関する安全基準(案) (国土地理院・平成 28 年 3 月)に基づいて UAV 等を使用すること。

第 4 3 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数: 1.2

第 4 4 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者)1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 4 5 条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の

短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第 4 6 条 事業損失防止

当初設計では計上していないが、工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前調査が必要となる場合には、別途監督職員と協議の上、対応を決定するものとする。

第 4 7 条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電線	東京電力 PG、NTT	—	—

第 4 8 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html)

第 4 9 条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 5 0 条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 5 1 条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事

業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第52条 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第53条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと)
- ③車両通行記録計(タコグラフ)(夜間走行条件の場合のみ)

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第54条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第55条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1)仮設備関係
「環境負荷の低減」を実施するものとする。
 - (2)営繕関係
「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。
 - (3)安全関係
「盗難防止対策(警報器等)」、「避暑・防寒対策」を実施するものとする。

(4)地域連携

「社会貢献」を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の50%を上限として設計変更の対象とする。

第56条 工期

1. 工期は、雨天、休日等 193 日を見込み、契約の翌日から令和8年3月27日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け	20日間
③雨休率(猛暑日補正有り) (実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数)	1.63

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

(当該工事の作業不能日ではない。)

イ)1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日:29日間

ロ)8時から17時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数:0日間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2020年度～2024年度)の気象庁(水戸気象台)及環境省(大子観測所)大子観測所のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

5. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期:契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

第57条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

第58条 低炭素型コンクリート試行工事(プレキャスト)

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量(コンクリートの材料のCO₂排出を含む)を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

- ①低炭素型コンクリート製品の規定・確認低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が5%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。
 - ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
 - ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
 - ・低炭素型コンクリート製品の見積書
 - ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果(算出可能な場合に限る)
 低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が5%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。
- ②試行工事の実施に要する費用 当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。
- ③試行結果の検証への協力試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする

第59条 工事工程表の開示試行工事

- 1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
- 2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
- 3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表(別紙-5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
- 4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第60条 週休2制適用工事(完全週休2日(土日))(受注者希望方式)

《現場閉所による週休2制適用工事(完全週休2日(土日))(受注者希望方式)の場合》

- 1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

7. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第61条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月(ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く)をいう。なお、本工事の降雨降雪日は、大子観測所(気象庁)における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第62条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 下記に示す内容について関係機関と協議中である。

(1) 協議内容

- ①橋面舗装、交差点部舗装(舗装構成については、県及び大子町との協議を実施中)
- ②信号機(信号機の設置位置等の協議を実施中)
- ③照明灯(防犯灯の設置位置等の協議を大子町と実施中)

(2) 協議機関

- ①県及び大子町
- ②茨城県警
- ③大子町

(4) 制約を受ける施工内容

- ・舗装工

(5) 協議成立見込み時期

令和7年8月

第63条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期(予定)
R5 久慈川大子地先松沼橋上部工新設工事	工事進入路	令和6年4月～令和8年2月

第 6 4 条 占用物件等の調整内容

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、下記のとおりである。

1. 支障物件及び管理者

架線 東京電力パワーグリッド(株)

水道管 太子町

マンホール NTT

2. 位置

県道太子那須線

3. 移設時期

令和7年8月～

4. 占用物件等の調整内容

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、協議が整い次第各占用物件の管理者(企業)が処理するものとする。

第 6 5 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義には以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 6 6 条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第 65 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 65 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

第 6 7 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日(国不建第 578 号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 8 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員・検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等)と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等)により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協

力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日(国不建第 273 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 9 条 契約後VE方式の定義

「VE提案」とは、契約書第 19 条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第 7 0 条 VE提案の意義及び範囲

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第 7 1 条 VE提案書の提出

1. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式一1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第 7 2 条 VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第 7 3 条 VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式一5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

1. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
4. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

第74条 VE提案の活用と保護

評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第75条 VE提案の責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第76条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第65条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第77条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第78条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。また、後工事の請

負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合には、前工事において合意した単価等を後工事において適用するものとする。

(共通仕様書第3編3-1-1-1の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第79条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。別途監督職員より通知する。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第80条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム(ASP)により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。〔「閲覧のみ可能」で登録〕

第81条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第82条 段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階(確認時期)
----	----	------------

アスファルト舗装工 (下層路盤)		ブルフローリング実施時
---------------------	--	-------------

第83条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第84条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿(協議)	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿(提出)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿(承諾)	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第85条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。
また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第86条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければ

ならない。

第 8 7 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 8 8 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 8 9 条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 9 0 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 9 1 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第 9 2 条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 9 3 条 資料等の返却時

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙一 2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 9 4 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができ、また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は

検査することができる。

第95条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第96条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土工編

第97条 掘削工

1. 掘削土は路体盛土や路肩・歩道盛土、路床、埋め戻しに流用するものとする。

第98条 スtockヤードからの建設発生土の利用について

盛土工に使用する土砂については、下記の条件の建設発生土を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. Stockヤード箇所・距離

茨城県久慈郡大子町下津原Stockヤード(運搬距離 L=5.5km以下)

茨城県久慈郡大子町押川Stockヤード(運搬距離 L=1.0km以下)

2. Stockヤードからの建設発生土の土質条件(改良の必要性の有無)等
土砂改良 : 不要(改良済み土砂)

3. Stockヤードの管理者(工事名等)

下津原Stockヤード: R6久慈川大宮周辺整備工事

押川Stockヤード: R6久慈川大子周辺整備工事

4. 利用時期

令和7年11月上旬～令和8年3月下旬を予定(土日の使用は原則不可)

5. 利用時間

9時00分～16時30分

6. その他

(1) 盛土工に使用する土砂のStockヤード積込み作業は、本工事で実施予定である。

(2) Stockヤードの管理者においてStockヤード出入口に交通誘導員を配置予定であるが、管理者並びに他工事と調整等により、本工事で誘導員の配置が必要なる場合には、監督員と協議のうえ配置するものとする。

(3) その他 Stockヤード内での作業等を行う工事業者と、十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

第4章 無筋・鉄筋コンクリート編

第99条 レディーミクスコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクスコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の 最大寸法(mm)	スランブ (cm)	水セメント 比	呼び強度 (N/mm ²)	セメントの 種類
場所打擁壁工(均しコンクリート)	25	8	60%以下	18.0	高炉B種
コンクリート	25	12	60%以下	24.0	高炉B種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第100条 モルタル

モルタルに使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、容積配合は、1:3(セメント・砂)以上とする。

第101条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- 仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- 管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- 耐久性を期待しない構造物。
- 河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く。)

第102条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第103条 機械式鉄筋継手

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(平成28年7月)」に基づき実施するものとする。なお、上記については、設計変更の対象とし別途監督職員と協議するものとする。受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

第104条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げる。型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第5章 材料編

第105条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は40～60とする。

第106条 プライムコート

プライムコートに使用する材料はPK-3とし、使用量は1～2L/m²とする。

第107条 タックコート

タックコートに使用する材料はPK-4とし、使用量は0.3～0.6L/m²とする。

第108条 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

1. 熔融式(又は常温式)

幅(cm)	厚(mm)	摘 要
10	1.0 (又は 1.5)	夜間の視認性が 優れたもの。
15		
20		
30		
40		

2. 設置様式は、下記のとおりとする。区画線設置様式(別添-2:区画線設置様式参照)

第6章 舗装

第109条 材料

1. 粒状路盤材再生採石は、RC40とする。
2. 粒度調整路盤材料は、M30とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量(%)	摘 要
RA①	再生粗粒度アスコン	20	5.0	基層
RA②	再生密粒度アスコン	20	5.5	表層(車道部)
RA③	再生細粒度アスコン	13	6.5	表層(歩道部)

4. 基層の1層の最大仕上げ厚さは、5cmとする。
5. 基層の舗設後、不陸が生じた場合は、表層の舗設に先立ち、レベリングを行うものとする。
なお、レベリングに用いるアスファルト混合物は再生密粒度アスコンを原則とする。

第110条 舗装準備工

舗装準備工 補足材は歩道部では再生碎石、車道部では粒調碎石又は再生碎石を用いるものとし、敷込厚は平均3cmとする。ただし、敷込厚については、契約変更の対象とする。

第111条 橋面防水工

1. プライマーは瀝青ゴム系接着剤とし、塗布量は0.4ℓ/m²を標準とする。
2. 目地材の試験は舗装調査・試験法便覧に準ずる。
3. 目地材料は使用以前に品質を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

4. 防水工の材料は、車道部及び歩道部共に塗膜系防水材とし、一般事項、試験及び施工方法については「道路橋床版防水便覧」(平成 19 年 3 月日本道路協会)によるものとする。
5. アスファルト塗膜系防水材の標準的な品質は下表のとおりとする。

項目	標準値	試験方法
針入度(円すい針) mm	1～5	舗装試験法便覧 4-12-2
軟化点 °C	80 以上	JIS K 2207
引張強さ (23°C) N/mm ²	0.35 以上	JIS A 6021
破断時の伸び率 %	300 以上	JIS A 6021
耐アルカリ性 (23°C)	異常のないこと	JIS K 5600-6-1
耐塩水性 (23°C)	異常のないこと	JIS K 5600-6-1

6. (注入目地材の場合)目地材の標準的な品質は、下表のとおりとする。なお、試験は「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会平成 19 年 6 月改訂)によるものとする

項 目	標準値	試験方法
針入度(円すい針) mm	6以下	舗装調査・試験法便覧
流れ mm	5以下	
引張量 mm	3以上	

第 1 1 2 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 1 1 3 条 歩行者系舗装

1. 配合設計

歩道における透水性舗装の表層に用いる開粒度アスコンは、下表の基準値を満足するものとする。アスファルト量の設定に際しては、施工時に分離がおこらないように慎重に行うものとする。

試験項目	基準値	試験方法
安定度 [kN (kgf)]	3.5以上 (350)	マーシャル試験
フロー値 (1/100cm)	20～40	マーシャル試験
空隙率 (%)	12 以上	舗装調査・試験法便覧
透水係数 (cm/sec)	10 ⁻² 以上	舗装調査・試験法便覧

歩道における透水性舗装の表層に用いる開粒度アスコンは、下表の基準値を満足するものとする。アスファルト量の設定に際しては、施工時に分離がおこらないように慎重に行うものとする。

第 1 1 4 条 路面切削工

切削後の基準高の変更は、行わないものとする。

1. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
2. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第 115 条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各 2 部(原稿 1 部、コピー 1 部)

- (1)舗装台帳
- (2)舗装施工データシート(別紙様式-14)
- (3)舗装施工概略図
- (4)位置図(1/5 万)
- (5)平面図(完成平面図)

(注)道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第 116 条 全国道路施設点検データベース(舗装)への登録について

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース(舗装)(以下「点検 DB(舗装)」)に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第126条に定めるとおりとする。なお、点検 DB(舗装)の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース(舗装)の管理運営団体のホームページ(https://www.jjice.or.jp/pavement_db/)で閲覧できる。

第 117 条 登録するデータに係る権利について

本工事の成果として点検 DB(舗装)へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)その他の知的財産権(ノウハウ等に関する権利を含む。)は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

2 点検 DB(舗装)へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB(舗装)を利用する者(以下「発注者等」という。)に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

3 受注者は、自ら(受注者に所属する者を含む。)又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB(舗装)へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。

4 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB(舗装)の運用及び利用のために必要となる一切の手続(第三者からの許諾取得を含む。)を履践するものとする。

5 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

6 受注者は、点検 DB(舗装)へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第7章 一般施工

第 1 1 8 条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)[国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照]の適用範囲外の場合
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
 - (3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
 - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - (2) 支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書(別紙様式-13)とともに監督職員へ提出する。
6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。
7. 非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第 1 1 9 条 工事用道路工

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第 1 2 0 条 歩道舗装

1. 本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。
2. 工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
3. 施工にあたり、横断方向の勾配は2%を標準とする。縦断方向の勾配は5%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。
4. 工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと。
5. 本工事区画内の境界杭・境界鉄について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

第 1 2 1 条 場所打擁壁工

水抜パイプは、図面記載のとおりとする。

第122条 仮設工

1. 本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 置ガードレールについては工事完了後に一般車の進入を防ぐために設置するものとする。

第123条 照明灯

河川沿いの遊歩道への照明灯3基を計上しているが、数量や規格等については大子町と現在協議中のため、詳細が決まり次第、別途指示する。

第124条 信号機

茨城県警と信号機設置に係る協議を実施中。信号機の設置が必要になる場合は別途指示する。

第8章 その他

第125条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第126条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ)現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ)現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第127条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。(別紙様式-20)

明示項目及び明示事項

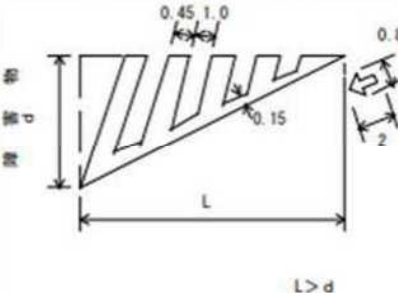
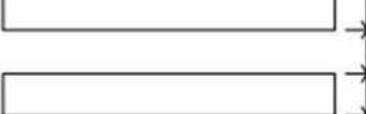
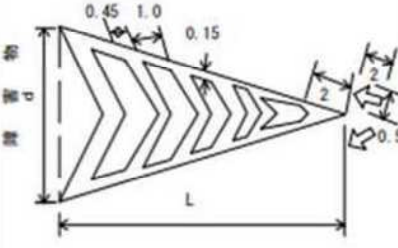
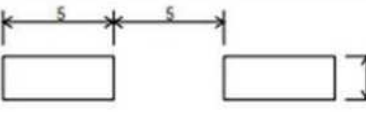
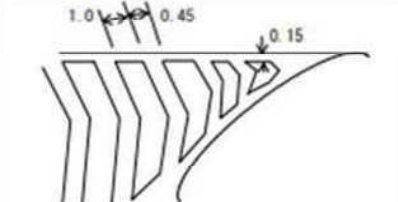
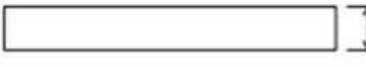
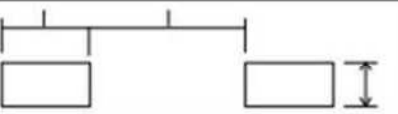
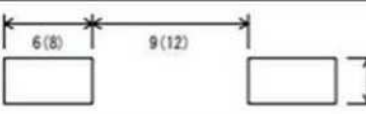
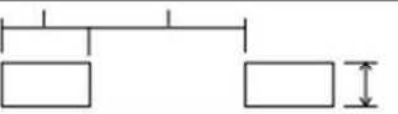
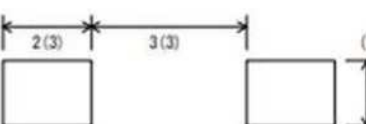
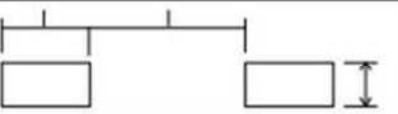
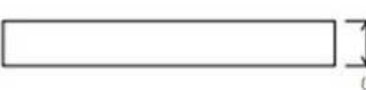
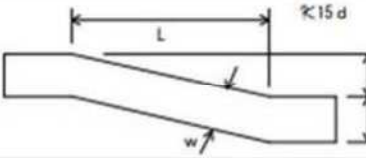
明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６２条 第６３条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第５０条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第４２条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第22条
工事支障物件等	☒ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	第64条
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☒ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第62条 第64条 第123条 第124条

別添一 2

区画線設置様式（例）

（単位：m）

区 分		幅・長さ・間隔	区 分	幅・長さ・間隔
車 道 中 央 線 (101)	実 線 1 本		路 の 上 障 害 物 近 (106)	
	実 線 2 本			
	破 線 (101)		導 流 帯 (107)	
車 線 境 界 線 (102)	実 線			
	破 線		路 駐 車 場 上 場 (108)	
車 外 側 道 (103)	登 坂 加減速 バス停			
	車 外 側 道 (103)		車 道 幅 変 更 (105)	
	車 道 幅 変 更 (105)			

（ ）内は自動車専用道路に適用

概略工事工程表

別紙－ 5

工事名 : R 6 久慈川大子地先松沼橋取付道路工事

[illegible]